

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（保健医療政策課）

一 趣旨

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定等をするための改正

二 内容

水質検査の試験項目の追加、手数料の額の改定

現行

浄水 五十一項目につき 二十四万二千二百円

原水 四十項目につき 二十二万八百円

改正後

浄水 五十二項目につき 三十万二千八百七十円

原水 四十一項目につき 二十八万四千四百七十円

三 施行期日

令和八年四月一日